

「チーム錦江町」の熊本地震

3. 夏休みに被災された親子を町内に招きます。

8月の週末に4回程度、被災地の親子を町内に招いて、ホームステイ（民泊）を行います。被災者の方が緑あふれる町内の自然に親しみ、また人とのふれあいを通してリフレッシュできるようなホームステイ&田舎体験を「チーム錦江町」で作り上げたいと考えています。ぜひともご協力をお願いします！

① 宿泊受け入れ家庭の募集！

被災された親子を受け入れてくださる家庭を募集いたします。滞在期間中は、被災者の方と行動を共にしたり、一緒にご飯を食べたりするなど交流を深めていただきます。

【基本的な受け入れモデル】

- ★原則として1組の親子を受け入れていただきます。
- ★一泊につき朝食・夕食の提供をしていただきます。
- ★体験活動場所への送迎をしていただきます。
(体験活動場所への移動は原則バスを想定しておりますが、集合場所〈例：役場〉への送迎をお願いします。)
- ★無償で受け入れをしていただきます。

② 体験メニューへの協力をお願いします！

錦江町の夏の魅力を感じ、親子の思い出に残るような体験をご提供くださる個人・団体・事業者はありませんでしょうか？ちょっとしたアイデアでもお聞かせください。町の魅力を最大限に活かした体験メニューを一緒に作りましょう。

【例えば…】

- ・野菜収穫体験、そして収穫した野菜を使った料理体験
- ・子供会と一緒に自然体験
- ・海や川での釣り大会
- ・木や貝殻、流木などを使った手作り体験

③ 食事提供の協力をお願いします！

ホームステイ期間中の昼食等の提供にご協力いただける個人・団体・事業者はありませんでしょうか？体験活動と合わせての提供でも大歓迎です。

【例えば…】

- ・飲食業者によるお弁当の提供
- ・自治会による昼食を兼ねた「交流会」
- ・子供会による昼食を兼ねた「交流会」
- ・有志の方々による浜辺や山での昼食を兼ねた「交流会」

【募集締め切り】 6月30日（木）

【留意事項】

- すべてのアイデアを活かすことができない場合もありますので、その際はご了承ください。
- 8月の週末（4回）を予定しております。「日程が合えば協力したい」という方や団体の方もお気軽に政策企画課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 政策企画課 TEL 0994-22-3032



住民税務課・住民生活課 からののお知らせ

本庁 税務チーム TEL 0994-22-3037 支所 税務地籍チーム TEL 0994-25-2511

■ 年金生活者等支援臨時福祉給付金について

【支給対象者】 平成27年1月1日現在で錦江町に住所があり、平成29年3月31日までに65歳になられる方で平成27年度の住民税が非課税であり、課税者に扶養されていない方が対象者です。
※生活保護の受給者である方は対象となりません。

【支給額】 1人につき30,000円

【基準日】 平成27年1月1日時点で住民票が錦江町にある方が対象です。

【申請先】 錦江町役場住民税務課 税務チーム・支所住民生活課 税務地籍チーム

【申請期間】 平成28年5月31日（火）～平成28年8月31日（水）

【提出書類】 申請書（5月30日に対象世帯に郵送してあります。）

※役場に申請書を直接お持ちいただくか、返信用封筒に申請書を入れて郵送してください。